



正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会副会長

小澤 壯夫

1. はじめに

令和7年度日本弁理士会の副会長を務めさせて頂いております小澤壯夫と申します。関東地域以外から初めての会長となる北村修一郎会長の1年目の執行役員会は、「それぞれの弁理士道を極めよう！尖（とが）れ、弁理士！～弁理士の多様な活躍に光を当てよう～」をスローガンに掲げてスタートしました。鈴木一永前会長をはじめとする前年度執行役員会の皆様からの手厚いご指導とご協力のもと、何とか順調なスタートを切ることができました。

本稿の執筆時点（令和7年5月10日）では、関係省庁等へのご挨拶、常議員会が無事に終わり、定期総会の準備を進めているところです。以下、私が主担当である委員会等について、ご紹介させていただきます。なお、会務が始まったばかりの段階ですので、会務報告というよりは、予定している会務や担当する委員会等のご紹介が中心となりますことをご了承ください。

2. 会務報告

【関西会】

関西会は、関東会に次ぐ規模の組織であり、会長をはじめ副会長10名、幹事14名、監査役5名の役員会のもと、知財普及・支援委員会、国際情報委員会、倫理委員会、違反者調査委員会、研修委員会、INPIT対応委員会、近畿経済産業局協同委員会、地域知財活性化委員会、関西実務系委員会等で種々の会務活動を行っておられます。昨年度から、知財経営支援モデル地域創出事業の3地域の1つとして神戸市が選定され、執行役員会とも連携しながら関西会は積極的に取り組まれています。

また、今年度には万博が地元で開催されることもあり、万博対応委員会との連携強化も進めています。さらに、西日本地域連携会議（関西会、四国会、中国会、九州会）を通じて横断的に地域会間の情報を共有し、連携・協力関係の強化を継続しております。

【コンプライアンス委員会】

近時、社会におけるコンプライアンスやハラスメントに関する意識の高まりに伴い、コンプライアンス委員会が取り扱うべき事案も複雑化する傾向にあります。特に、昨年4月に施行された改正障害者差別解消法により、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されたことから、事案の取り扱いに一層の配慮が必要になるだけでなく会員に対して正確な情報の周知を図る必要があると考えられ、研修所、業務対策委員会等の他の附属機関・委員会との連携を積極的に進めてまいります。

なお、執行役員、会長室員、コンプライアンス委員会運営委員に対するハラスメント研修を今年度も継続して実施します。

【知財活用検討委員会】

知財活用検討委員会は、知財の紛争処理を含む知財活用に関する政策提言や調査、研究を職務権限とする委員会であり、本年度も、知財訴訟における効果的な訴訟進行に関する検討と、知財訴訟以外の知財紛争処理システムに関する検討とを行う予定です。

また、当委員会の職務権限には、「日本知的財産仲裁センター事業を支援するための措置を講ずること」が含まれています。日本知的財産仲裁センター（JIPAC）は、主に裁判外紛争解決手続（ADR）の普及を目的として、

日本弁理士会と日本弁護士連合会とが共同運営する組織であり、その共同運営を日本弁理士会側からサポートするのが本委員会の役目です。

JIPAC ではこれまで日本の国別トップレベルドメイン（.jp）の紛争処理を行っていましたが、主に言語の問題から一般トップレベルドメイン（.com や .biz 等）の紛争処理を円滑に行うことが難しい状況にありました。そこで、昨年度より、統一ドメイン名紛争処理方針（UDRP）の認定紛争処理機関として一般トップレベルドメインの紛争処理を扱えるようにすべく、アジア地域におけるドメイン名紛争を仲裁するための機関（ADNDRC）に加入するための準備を進めており、本年度中に ADNDRC の東京オフィスを開設できるように活動しております。

【総合企画政策委員会】

総合企画政策委員会は、「他の委員会に属さない日本弁理士会会務全般に関する事項の調査研究並びに審議立案」という他の委員会と若干異なった職務権限を有しています。この職務権限にあるとおり、非常に幅広い検討を求められる委員会であり、執行役員会のシンクタンクとも言えます。

本年度は、昨年度実施した弁理士報酬に関する実態調査の結果をどこにどのように周知するかを検討、会員の会務活動への参加促進のための会員情報システムのあり方の検討、報酬分配禁止および周旋禁止に関する検討、外部機関からの共催や後援等の依頼を受ける場合の基準の検討を行う予定です。

【2025 大阪・関西万博対応委員会】

2025 大阪・関西万博が開幕し、いよいよ 10 月 3 日からの日本弁理士会のイベント開催に向けて、特許庁との連携を図りながら、活動を継続しております。現在は、メインコンテンツ事業に参加して頂く生徒・学生（チーム）募集とサブコンテンツ事業の内容充実に力点を置いているところです。同時に、弁理士会内外に向けた周知・広報活動も順調に行っています。

生徒・学生によるビジネス・技術アイデアコンテストであるメインコンテンツ事業は、企業等の最新技術の体験会に加えて、参加者に知的財産の知見を与える事前学習と弁理士による体験会後の伴走支援とを含むものです。このような技術系のコンテストは、日本弁理士会として今までにない史上最大の作戦であり、子ども達を中心とする、将来の知財普及に向けた活動であり、その成果が日本弁理士会の発展に及ぼす影響は計り知れないもので、日本弁理士会が総力を上げて取り組むべきものと考えております。

【広告適正化ワーキンググループ】

広告適正化ワーキンググループは、本年度に新設されたもので、会員の広告内容の適正化に関する施策の検討および実行を目的としています。より具体的には、特許技術者等の弁理士業務の補助者についての求人広告に関する規則の策定、会令第 62 号の規則の見直しを行い、一定の周知期間の後に、外部調査機関によって会員のホームページを調査し、この調査結果から会長による指導対象となるものを抽出する予定です。

【処分前公表審議委員会】

処分前公表審議委員会は、本年度も基本的に例年と同様に、処分前公表事案に対応できるように準備しております。

3. おわりに

一昨年度、昨年度の執行役員会の皆様に築いていただいた礎の上に、北村修一郎会長の提案する事業を組み上げて行けるように、1 年間全力で会務に取り組んでまいります。会員の皆様には、引き続き会務へのご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上